

延岡市民協働まちづくりセンター「事務局室」入居団体を募集します！

延岡市では、様々な分野でたくさんの市民活動団体が活躍しています。その市民活動の拠点となる施設が平成20年4月に開設された「延岡市民協働まちづくりセンター」です。

当センターは、市民活動団体のための情報発信・収集機能や相互交流の場を有するとともに、事務局室スペースも提供しており、このたび、令和8年度の入居団体を募集します。

「延岡市民協働まちづくりセンター」を拠点にして、みんなで「市民力・地域力・都市力が躍動するまち のべおか」をつくっていきましょう。



1. 入居団体募集の概要

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

(1) 入居期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※更新により継続可
(2) 所在地	延岡市東本小路 131 番地 5 延岡市民協働まちづくりセンター
(3) 事務局室概要	センターの市民活動フロア(オープンスペース)の内、各団体が必要な広さ分（10㎡を基本とする）をキャビネット・机等で仕切り、事務所スペースとする ○ 電源 コンセントあり ○ 空調 空調設備あり ○ 通信設備 個別設置および対応 ○ インターネット回線 無線LANによる接続可能（FREE Wi-Fi有） ○ その他 事務机・椅子、キャビネットあり
(4) 利用料金	<u>1㎡あたり月額 520 円（基本 10 ㎡：月額 5,200 円）</u> ※共益費（電気・ガス・水道料金）込み ※消費税の増税に伴い、利用料金が増額することがあります。
(5) 開館時間	午前 9 時～午後 10 時
(6) 募集期間	令和7年 11 月 1 日（土）～11 月 3 0 日（日）
(7) 入居団体決定	令和7年 12 月中を予定 ※申し込み多数の場合、公開抽選により決定いたします。なお、抽選の日時及び場所については、別途ご連絡いたします。
(8) その他	(3)にあるとおり、オープンスペースを共同使用することになりますので、実際に入居する際は、それぞれの境界などの調整は入居団体間で行っていただくことになります。また、入居希望団体の数によっては、希望する広さが確保できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

2. 応募資格

.....

市民活動団体等として延岡市民協働まちづくりセンターへ登録している団体（個人を除く）であり、事務所機能を必要としていること。

3. 使用条件

.....

(1) 事務局室の使用時間は、原則としてセンターの開館時間とします。

開館時間：休館日を除く午前 9 時から午後 10 時まで

（ただし、午後 6 時以降の会議室予約利用者がいない場合は午後 6 時とする）

（休館日：毎週火曜日、8 月 13 日から 8 月 15 日、12 月 29 日から翌 1 月 3 日）

(2) 事務局室の利用料金は、当月の末日までに支払うものとします。

(3) 事務局には常駐の専従職員を最低一人配置してください。

(4) 上記のほか、延岡市民協働まちづくりセンター条例及び施行規則に定める事項並びにセンターの利用規定を遵守していただきます。

4. 申込方法

.....

所定の申請書に必要事項を記入し、令和 7 年 11 月 1 日（土）～11 月 30 日（日）
までの期間内に延岡市民協働まちづくりセンター事務局へ直接提出してください。

5. 提出先・お問い合わせ先

.....

延岡市民協働まちづくりセンター事務局

〒882-0813 延岡市東本小路 131 番地 5

T E L 0982-20-5000

F A X 0982-20-5002

E-mail siminryoku@shore.ocn.ne.jp

※火曜日を除く 午前 9 時から午後 5 時まで
提出書類は必ずご持参ください。（郵送不可）

